

新型コロナウイルス緊急対策資金(制度融資)

売上高が減少し経営に支障を来している中小企業への制度です。
詳しくは市HPをご覧ください。金融機関へ相談ください。

要件(全てを満たすこと)

- セーフティネット4号・5号または危機関連保証の認定を受けている
- 市内に店舗や事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営み、市税(国民健康保険税を含む)を完納している
- 必要とする営業許可・登録を受けている

融資額 3000万円以内(30億円に達したら締め切り)

用途 運転資金(借り換えは不可)

期間 8年以内(据え置き2年)

利率 年1.1%以内(1年間は市が事業者へ補給)

保証料 市が負担

担保・保証人 金融機関の定めによる

※9月30日(水)までに金融機関からの融資実行が必要です。

工業振興課 ☎0276-47-1834

生活費の貸付 新型コロナウイルスで収入減の世帯

県社協が特例貸付を実施します。

限度額(1世帯) 原則10万円以内(要件に該当する場合は20万円まで引き上げ)

条件 無利子、1年間据え置き、据え置き後2年間で返済

※期限を過ぎると延滞利子が付きます。

受付期間 7月31日(金)まで(予定)

受付時間 月～金曜日(祝日は除く)の午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分

※混雑時は受け付け人数を制限する場合があります。

会場 市役所2階ラウンジ

必要な物

- 本人確認ができる書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
 - 印鑑(スタンプ式不可)
 - 世帯全員の住民票(省略なし)
 - 振込先が分かる通帳など
 - 1月頃と直近の収入が分かるもの(給料明細、通帳の写しなど)
 - 外国籍の人は在留証明書
- ※住民票や在留証明書の返還はできません。

自立相談支援センター特設窓口 ☎0276-47-1111
受付時間外 ☎0276-48-8177

ご利用ください季節資金(夏季分)

中小企業にボーナス資金や季節商品の仕入れ資金などに必要な短期運転資金を低利で融資します。

対象

- 次の全てを満たす個人・法人
- 市内に店舗や工場、事業所などがある
 - 1年以上継続して同一事業を営む
 - 市税などを完納している

融資条件

- 融資額=1000万円以内
- 期間=6カ月以内
- 利率=年1.5%以内
- 償還方法=分割、一括
- 担保・保証人=金融機関の定めによる

申し込み 8月31日(月)までに直接、市内の銀行や信用金庫、信用組合、商工中金前橋支店へ

工業振興課 ☎0276-47-1834

納税はスマートフォン・携帯電話から

納税できるもの

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税



納付方法

- モバイルレジ(口座・クレジット払い)
 - LINE Pay
- ※クレジット納付の手数料は本人負担です。

収納課 ☎0276-47-1936

新型コロナウイルス感染症 感染予防のためにできること

3つの「密」を避けた行動

- ①換気の悪い「密」閉空間
- ②多くの人の「密」集する場所
- ③近距离での「密」接した会話

発熱や咳など、風邪の症状が出た場合は、外出を控えてください。

太田市保健センター ☎0276-46-5115

市役所の業務

職員が交代制で業務を行っています

期間 4月20日(月)～



新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急性を踏まえ、行政機能を維持し必要なサービスを提供するため、2班の交代制で業務にあたっています。通常より時間がかかるなど、ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解・ご協力をお願いします。

人事課 ☎0276-47-1810

各種けんしんの変更

新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合があります。

個別(病院・医院で受診)けんしん

- 胃がん検診・大腸がん検診 当分の間中止します
 - 歯周病検診 5月は中止します
 - それ以外のけんしん 5・6月は中止します
- ※再開については市HPなどでお知らせします。

集団けんしん

受診券の封筒に同封の「日程変更のお知らせ」を確認ください。

太田市保健センター ☎0276-46-5115

